

新型コロナウイルス感染症に関する施策について

※本紙制度情報は12月1日現在のものです。

当所では、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置いたしております。資金繰り等、経営上のお悩み、問題等がございましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111



←弘前商工会議所ホームページはこちら
<http://www.hcci.or.jp/>

国・弘前市 給付金・補助金・支援制度

○持続化給付金 (申請期間：令和3年1月15日(金)まで)

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

給付金額：中小法人等は最大200万円、個人事業者等は最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分を上限

相談窓口 → TEL 0120-279-292 HP → <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

持続化給付金
申請フォーム
詳細はこちら→



○家賃支援給付金 (申請期間：令和3年1月15日(金)まで)

対象：中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当

①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少

給付金額：申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6カ月分)

●法人 1カ月分の給付の上限額は100万円。6カ月分では600万円が給付の上限額。

●個人 1カ月分の給付の上限額は50万円。6カ月分では300万円が給付の上限額。

【お問合せ先】コールセンター → TEL 0120-653-930 HP → <https://yachin-shien.go.jp/>

家賃支援給付金
申請フォーム・詳細はこちら↓



○小規模事業者持続化補助金 (第4回受付締切：令和3年2月5日(金)消印有効)

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する制度

【対象となる取組例】

①新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布

②新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

③ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

補助額：最大50万円 補助率：3分の2 【お問合せ先】弘前商工会議所 TEL 33-4111

小規模事業者持続化補助金
詳細はこちら↓

<https://r1.jizokuka-hojokin.info/>



○【令和3年度】新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税等の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対して、令和3年度の1年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を事業収入の減少割合に応じて軽減。

要件：

①令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等であること

②認定経営革新等支援機関等(商工会議所、税理士、公認会計士、中小企業診断士など)から事業収入の減少等の要件に係る認定を受け、令和3年2月1日(月曜日)までに、資産税課へ申告すること

※大企業の子会社等は対象になりません。また性風俗関連特殊営業を営んでいる者を除きます。

軽減割合：令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べ、

→ 30%以上50%未満減少している場合 → 2分の1

→ 50%以上減少している場合 → 全額

軽減対象：①事業用家屋に対する固定資産税及び都市計画税 ②償却資産に対する固定資産税

申告期間：令和3年1月から令和3年2月1日(月)(消印有効)まで

【お問合せ先】弘前市 資産税課 資産税係 TEL 40-7027 家屋係 TEL 40-7029

弘前市制度
詳細はこちら→

http://www.city.hirosaki.aomori.jp/corona_hirosaki/zigyounu-shishien.html



○弘前市小規模小売・飲食業等事業継続

応援補助金(固定資産税相当額補助)

対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、

卸売業、小売業、飲食業、サービス業を営む

従業員5人以下の事業者が支払った、令和2年度

分の事業用家屋の固定資産税及び都市計画税

相当額の一部

補助金額：最大10万円

申請締切：令和3年3月31日(必着)

【お問合せ先】弘前市 商工労政課 TEL 35-1135

○弘前市介護福祉施設等安全対策事業費補助金

対象：新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う市内の

①介護福祉施設及び②障がい福祉関連施設を運営する法人

※該当法人には7月30日に市よりFAXで案内

補助金額：最大30万円(1施設あたり)

申請締切：令和3年1月29日

【お問合せ先】弘前市役所 福祉部

①のみを運営する法人 → 介護福祉課 TEL 40-7099

②、①②を運営する法人 → 障がい福祉課 TEL 40-7122

【新型コロナウイルス感染症の影響で借入金の返済にお困りの事業者の方へ】

新型コロナ特例リスケジュール

※リスケジュールとは…返済計画を見直し、返済の条件を変更してもらうこと

新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、**中小企業再生支援協議会**が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行います。

- 【支援内容】
- ①一括して既存債務の元金返済猶予要請
 - ②資金繰り計画策定における金融機関調整
 - ③資金繰り継続サポート

制度詳細についてはこちら→
<https://www.21aomori.or.jp/do/cs/saisei-fukkou-pamphlet.pdf>



国・青森県・弘前市 融資制度

○日本政策金融公庫・商工中金

・新型コロナウイルス感染症特別貸付 → 日本政策金融公庫弘前支店 TEL 36-6303

【融資限度額】中小事業**6億円**(基準金利1.11%) 国民事業**8,000万円**(基準金利1.36%)

※利下限度額 中小事業**2億円** 国民事業**4,000万円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・危機対応融資 → 商工中金青森支店 TEL 017-734-5411

【融資限度額】**6億円**(基準金利1.11%)※利下限度額 **2億円** 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内、うち据置期間5年以内

・新型コロナウイルス対策マル経融資(弘前商工会議所から日本政策金融公庫へ推薦)

概要：融資限度額**1,000万円** 経営改善利率1.21% 当初3年間 基準金利▲0.9%の引下げ

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および

「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で**4,000万円**【問合せ先】弘前商工会議所 中小企業相談所 TEL 33-4111

●特別利子補給制度(実質無利子化) →8月下旬以降、金融機関等より申請書の交付・郵送

概要：上記の日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」商工中金の「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、一定の要件を満たした事業者に対して**利子補給**を実施。

期間：借入後当初3年間 補給対象上限：中小事業・商工中金**2億円** 国民事業**4,000万円**

●日本政策金融公庫・商工中金の既往債務の借換え

概要：日本政策金融公庫と商工中金による上記融資制度について、各機関ごとに既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象とする

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

①日本政策金融公庫：中小事業**2億円** 国民事業**4,000万円** ②商工中金：**2億円**

【借換え限度額】※限度額は新規融資と既往債務借換えの合計額

①日本政策金融公庫：中小事業**6億円** 国民事業**8,000万円** ②商工中金：**6億円**

○青森県(下表①②参照)

・経営安定化サポート資金【災害枠】

概要：融資限度額**4,000万円**、利率年**0.9%(固定)**

貸付期間**10年以内(うち据置期間5年以内)**

※金利・保証料補助あり(下表①②参照)

①新型コロナウイルス感染症対応資金

【対象】セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定をうけたもの

	売上高▲5% SN保証5号	売上高▲15% SN保証4号・危機関連保証
個人事業主(小規模)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ	
小・中規模事業者	保証料1/2	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

②青森県新型コロナウイルス感染症特別対策資金

【対象】セーフティネット保証5号の認定をうけたもの

	売上高▲5%~15%未満 SN保証5号
小・中規模事業者 (個人事業主(小規模)除く)	保証料ゼロ・金利(3年間)ゼロ

※制度利用ご希望の場合、お取引のあるもしくは最寄りの金融機関にご相談ください。

○弘前市

・小口資金特別保証制度【特別小口枠】

【対象】新型コロナウイルス感染症を要因としたセーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の認定を受けた市内事業者

【融資限度額】**300万円** 利息・保証料は全額市が負担

【貸付期間】**7年以内(1年以内の据置を含む)**

※制度利用ご希望の場合、お取引のある下記金融機関にご相談ください。

申込機関：青森銀行・みちのく銀行・秋田銀行・東奥信用金庫
青い森信用金庫・青森県信用組合・信用保証協会

新型コロナウイルス感染症関連支援情報サイト

経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

ミラサポHP
 (補助金・支援制度)
<https://mirasapo-plus.go.jp/covid-19/>

